附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この条において同じ。）から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（石油コンビナート等災害防止法の一部改正）

第三条　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第四項及び第六項」を「第四項各号、第六項及び第七項（同法第二十三条の二第七項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二第一項、第四項各号及び第六項」に改める。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正）

第四条　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第十項中「同項第一号から第三号まで」を「同項第一号」に改める。

第十九条第一項中「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の二第一項に規定する市町村災害対策本部」に改める。

第二十条中「第五十一条」を「第五十一条第一項」に改め、「以下」の下に「この条及び」を加える。

第二十六条第二項中「第七十二条」を「第七十二条第一項及び第三項」に改める。

第三十一条中「第六十八条第一項」を「第六十八条」に、「第七十二条」を「第七十二条第一項」に改める。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第五条　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第九項中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、「第二十条第六項」を「第二十条第七項」に改める。

第十八条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

第二十条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「及び第二項」を「、第二項及び第五項」に、「同項」を「第二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

第二十二条の見出しを「（都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部の必要的設置）」に改め、同条第一項中「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の二第一項に規定する市町村災害対策本部」に改め、同条第二項中「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部」に改める。

第二十三条第一項中「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部」に改め、同条第二項中「及び」を「並びに」に、「災害対策本部」を「都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部」に改め、同条第三項第二号中「都道府県の災害対策本部の災害対策副本部長」を「都道府県災害対策本部長又は当該都道府県の災害対策本部の都道府県災害対策副本部長」に、「災害対策本部員」を「都道府県災害対策本部員」に、「当該都道府県の災害対策本部長」を「当該都道府県災害対策本部長」に改め、同項第三号中「市町村の災害対策本部長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策副本部長」を「市町村災害対策本部長又は当該市町村災害対策本部の市町村災害対策副本部長」に、「災害対策本部員」を「市町村災害対策本部員」に、「当該市町村の災害対策本部長」を「当該市町村災害対策本部長」に改める。

第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号及び第四十二条第二項第二号の項を削り、同表第三十四条第一項の項の次に次のように加える。

第四十条第二項第二号	災害予防	原子力災害予防対策
	災害に関する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。）その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達
	消火、水防、救難	救難
	災害応急対策並びに災害復旧	緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策
第四十条第三項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第四十二条第二項第二号	災害予防	原子力災害予防対策
	災害に関する予報又は警報の発令及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）に関する情報の伝達
	消火、水防、救難	救難
	災害応急対策並びに災害復旧	緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策
第四十二条第三項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第四十六条第一項	災害予防	原子力災害予防対策
	災害の	原子力災害の
	災害が発生した場合における相互応援	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合における相互応援
	災害が発生した場合における災害応急対策	緊急事態応急対策

第二十八条第一項の表第四十六条第一項の項を次のように改める。